

# 仕 様 書

## 1 件名

墨田区放課後子ども教室運営支援業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 3 履行場所

区が指定する場所

## 4 業務内容

放課後子ども教室未実施の小中学校区における運営委員会の立ち上げや放課後子ども教室の開設、運営委員会による自主運営の支援に必要な以下の取組を実施する。その際「墨田区放課後子ども教室事業実施要綱」の規定に従い実施すること。具体的な実施方法等は受託者の提案によるものとし、委託者と協議のうえ決定する。

### (1) 実施校の選定

未実施校の校長等関係者とのヒアリングや地域課題等の整理を行い、委託者と協議のうえ実施校1校を選定する。

### (2) 運営委員会の立ち上げ

運営委員の確保に向け、実施校区における青少年関係団体や地域住民等の賛同を得るための効果的な働きかけを行う。関係構築や協力者理解を深めるための会議等を適宜実施し、機運醸成を図る。

### (3) 放課後子ども教室の開設

ア 放課後子ども教室を周知するとともに協力者を得るための体験イベントを企画し実施する。

実施後は継続的な実施に向けた体制づくりを行う。

イ 実施校の児童・保護者に周知し参加登録を募る。

ウ 当面は月1回程度とし、スタッフの育成を目的に事業者主体での実施も可とする。実施後は課題検証を行い、次回までに改善策を提案する。

エ 実施に際し、会場の安全確認、遊具の不具合の確認及び準備、児童の入退出の管理、児童の活動の安全管理を必ず行うとともに、状況に応じて配慮を要する児童の対応、事故対応等を行う。

オ 活動状況等を委託者に報告する。

### (4) 運営委員会による自主運営移行後のサポート

事業者主体から運営委員会の自主運営に移行する。段階的な移行も可とする。自主運営移行後はスタッフの資質向上のための研修や必要に応じたマニュアル等の整備のほか、適宜助言や課題解決策の提案を行うなど、運営委員会が円滑に運営できるよう支援する。

## 5 留意事項

- (1) 実施場所の学校と連携を図り、効果的に事業を実施すること。
- (2) 委託者と十分な連絡調整を行うこと。
- (3) 実施場所の学校行事等との連絡調整について、十分な注意と誠意をもって行うこと。
- (4) 実施場所の設備及び物品の管理保全について、十分な注意と誠意をもって行うこと。
- (5) 安全管理及び衛生管理について、十分な注意と誠意をもって行い、事故防止に努めること。
- (6) 作成した会議資料、広報原稿等は事前に委託者の確認を受けること。

## 6 事故等への対処方法

以下のいずれかに該当する場合は、応急措置を取るとともに、直ちに状況を報告すること

- (1) 放課後子ども教室の利用者に負傷事故が発生したとき。
- (2) 放課後子ども教室の実施に支障を及ぼすような事態が発生したとき、又はその恐れがあることが判明したとき。
- (3) 事故、災害、伝染病等により事業を中止したとき。

## 7 保険

地域スタッフ及び参加児童を対象とした傷害保険、損害賠償責任保険は委託者が加入する。

## 8 提出書類等

- (1) 契約締結後、速やかに年間の事業実施計画書を作成し提出する。
- (2) 毎月15日までに、前月の業務履行実績を報告する。
- (3) 四半期ごとに、契約履行届を提出する。
- (4) 委託業務完了後、速やかに事業実施効果の測定及び評価に資する実績報告書を提出する。
- (5) 以下の書類を作成し保管するとともに、委託者からの求めに応じて提出する。
  - ア 会議等の議事録
  - イ 放課後子ども教室活動日誌

## 9 再委託の禁止

受託者は、事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 10 個人情報等の取扱い

個人情報の保護に関する法令等(個人情報保護委員会が定める各種ガイドライン等を含む。)を遵守し、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

## 11 支払方法

年4回(6・9・12・3月)、履行検査確認後、請求に基づき支払う。

## 12 契約解除

以下のいずれかに該当すると認めたときは、委託者は、この契約を解除することができるもの

とする。また、この契約解除により生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わない。

- (1) 委託事業の実施にあたり、受託者に不正行為があったとき
- (2) 受託者が委託者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 受託者が本契約内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 受託者の社会的信用の失墜行為等により、この契約を継続することが不相当と認められるとき

### 13 協議

本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。

### 14 担当者

教育委員会事務局地域教育支援課 高宮

Tel 03-5608-6311 (直通)